

第1条 適用範囲

- 1 ノースサファリサッポロアニマルグランピング（以下当施設と言う）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申し込み

- 1 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする宿泊客は、次の事項をホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 2 満室により客室の余裕がないとき。

- 3 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4 宿泊しようとする者が、法定の伝染病、未知又は新型のウイルスに罹患していると認められるときもしくは相当の疑いがあるとき。または指定伝染病等の感染拡大防止のため、政府、省庁、自治体警察、消防等より、指示、省令、命令、勧告があり、営業の中止をせざるを得ないとき。
- 5 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 6 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 7 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
- 8 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
- 9 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- 10 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であってその支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当施設の契約解除権

- 1 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者又は新型ウイルスに罹患していると認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊できなくなったとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (7) 暴力団、暴力団員またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
 - (8) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (9) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が注文したサービスを受けていない場合も、料金は返還いたしません。

第8条 宿泊の登録

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び電話番号（又は携帯電話の番号）と職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、前泊地及び後泊地
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード、電子マネー等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

- 1 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、ご利用案内「チェックアウト」をご覧ください。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 午後1時までは、宿泊代金の30%
以降の使用はできません。

第10条 利用規則の遵守

- 1 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

- 2 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。

第12条 料金の支払い

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、申込み時に選択した料金となります。他のサービスを追加した場合は、別途お支払いいただきます。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード、電子マネー等これに代わり得る方法により、当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当施設の責任

- 1 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当施設は、万一の火災等に対処するため、総合賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

- 1 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一条件に近い、又は金額的に同等程度の他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて

強風、豪雨、豪雪、台風、大型低気圧、地震、争乱等当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

- 1 当施設は原則として荷物の預りは行っておりません。
- 2 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品について、当施設は一切の補償をいたしません。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられている場合において当施設は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。チェックアウト後48時間を経過しても所有者の指示がない場合は、当施設の判断により処分します。また処分後は一切の賠償を行いません。

第17条 駐車場の責任

- 1 宿泊客が当施設に付属する駐車場をご利用になる場合、車両の管理は宿泊客ご自身で行ってください。
- 2 当施設は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。
- 3 駐車場の利用者が他の利用者もしくは、その他の人の行為又は提携駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他提携駐車場内で発生した事象に起因して被った損害について一切責任を負いません。

第18条 宿泊客の責任

- 1 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	・基本宿泊料（室料）
	追加料金	・追加飲食（朝・夕食・その他の飲食料） ・その他利用施設の定めるサービス料等
	税金	・消費税等法令により規定される諸税

《備考》基本宿泊料はフロント・公式ホームページに提示する料金表によります。

違約金（第6条第2項関係）

- ・不泊及び当日のキャンセル 100%キャンセル料を申し受けます
- ・前日～2日前のキャンセル 50%キャンセル料を申し受けます
- ・3～7日前のキャンセル 30%キャンセル料を申し受けます

自然災害等で道路、交通機関が機能しないと判断した場合違約金を免除する場合がございます。

注1 %は、基本宿泊料及びオプション料金の合計に対する違約金の比率です。

注2 契約日数が短縮した場合は、短縮した日数の全部を違約金として収受します。

当施設では、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づいて次の通り利用規則を定めております。もし遵守いただけない場合には、宿泊約款第7条により客室及び当施設内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがございます。

安全と保安上お守りいただきたい事項

- ・ 客室は電子タバコも含み全て禁煙です。屋外においても決められた場所以外での喫煙はなさないでください。なお、客室内で喫煙された場合は、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費、及び以降の宿泊者に部屋を提供できない際の損害金、違約金を申し受けます。
- ・ お貸しした動物の取扱は、当施設及び係員の指示に従ってください。指示をお守りいただけない場合、貸し出しを中止します。
- ・ ご滞在中、お部屋から出られる時には施錠をご確認ください。
- ・ 宿泊者以外の方は当施設敷地内立入禁止です。訪問者とのご面会は敷地外で行ってください。
- ・ 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- ・ 暴力団等の反社会的勢力および過激行動団体、またその構成員の当施設利用はできません。ご予約後、あるいはご利用中を開始した後にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りし、宿泊、飲食の予約代金はお返ししません。

貴重品・お預かり品のお取り扱いについて

- ・ 原則として当施設では貴重品を含むお荷物の預りは行っておりません。
- ・ 忘れ物はチェックアウト後48時間を経過した後も申し出がない場合、当施設にて処分します。また処分は特にご指定のない限り、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

お支払いについて

- ・ 料金は、通貨または当施設が認めた宿泊券・クレジットカードによりお支払いいただきます。
お会計は、ご到着又はフロントよりご請求をさせていただいた際にお支払いください。

おやめいただきたい行為

当施設内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持込にならないでください。

- ・ 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
- ・ 悪臭および強い匂いを発する物
- ・ 著しく多量のお荷物及び物品
- ・ その他法令で所持を禁じられているもの

禁止事項

- ・ 他のお客様、近隣住民の迷惑となる行為（大声、音楽、喧噪な行為など）
- ・ 賭博や風紀、治安を乱すもの
- ・ 施設内での営業、宣伝、販売など宿泊目的以外の行為
- ・ 政治活動及び宗教等の布教行為
- ・ 当施設の許可なき動画配信、公衆送信を伴う撮影
- ・ その他の公序良俗に反する行為、及び施設や動物、他人に危険を及ぼす行為